

◎ 福島県郡山光風学園施設支援サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 福島県郡山光風学園(以下「事業者」という。)における施設支援サービスにかかる適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設支援サービスの円滑な実施を図ると共に、利用児童並びにその保護者(以下「利用児童等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用児童の立場に立った適切な処遇の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用児童等の身体並びにその置かれている環境に応じて、生活支援、学習支援、食事の提供、入浴・排泄・その他の必要な支援を適切、かつ、効果的に行うものとする。

2 施設支援サービスの提供に当たっては、利用児童等を所管する児童相談所、保健福祉事務所(いわき市にあっては、いわき地方振興局)、その他関係機関との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び「福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年福島県条例第89号)に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福島県郡山光風学園
- (2) 所在地 福島県郡山市大槻町字西ノ宮西6番地の2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業者における職種及び員数は、次のとおりとする。

園長(管理者)1人、次長1人、事務員1人、栄養士2人、
児童発達支援管理責任者、児童指導(補助)員、保育技師及び看護技師 省略 人、嘱託医
1人(チルドレンクリニック)

2 職務内容は、次のとおりとする。

園長…施設の管理及び運営、次長…園長の補佐、事務員…庶務・会計、栄養士…栄養指導、
児童発達支援管理責任者、児童指導(補助)員、保育技師及び看護技師…児童の指導・保育、
嘱託医…児童の医学的健康管理

(利用定員)

第5条 利用定員は20名とする。

(施設支援サービスを提供する主たる対象者)

第6条 事業者において施設支援サービスを提供する対象者は、聴覚障がい児とする。

(施設支援計画・指導目標)

第7条 事業者は、利用期間中、生活全般に関する適切な援助を行うために、施設支援サービスの目標及びサービスの内容等についての施設支援計画を利用者個々に、指導目標として作成するものとする。

2 指導目標の作成及び変更に際しては、その内容を保護者に説明し、同意を得るものとする。

(施設支援サービスの内容)

第8条 事業者で行う施設支援サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援、生活指導及び保育
- (2) 学習支援
- (3) 食事の提供又は食事の介助
- (4) 入浴又は清しき
- (5) 排泄の介助
- (6) その他必要に応じた相談、援助

(保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業者が施設支援サービスを提供した際には、保護者から障害者総合支援法等に規定された利用者負担額（福祉型における負担上限額の範囲内の額）を受けるものとする。

2 障害者総合支援法に規定された法定代理受領を行わない施設支援サービスを提供した際は、保護者から施設給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、保護者から特定費用として徴収するものとする。

ただし、(1)(2)の費用のうち、保護者からの直接的負担額は、障害者総合支援法等により徴収を規定された食費、光熱水費の額の範囲内（補足給付：特定入所障害児食事等給付費により調整された後の額）とする。

(1) 食事に係る費用

(ア) 朝食 430円（うち食材料費280円、食事の提供に係る人件費150円）

(イ) 昼食 480円（うち食材料費330円、食事の提供に係る人件費150円）

(ウ) 夕食 540円（うち食材料費390円、食事の提供に係る人件費150円）

(エ) おやつ（1回につき120円）

(2) 居室に係る光熱水費 1日につき330円

(3) 日常生活費（日用品費等）の実費

(4) その他、施設生活において保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

(5) 給食及びおやつの提供を予定していた利用児童が、食材料及びおやつの発注済み後に利用を辞退した場合は、準備していた費用（実費相当分）を食事に係る費用として算定・徴収するものとする。

4 第1項から第3項までの費用については、福島県財務規則（昭和39年規則第17号）の規定により請求するものとする。

5 教育に係る費用は、原則として保護者の負担とし、事業者は負担・徴収の対象としないものとする。

(利用に当たっての留意事項)

第10条 事業者は、前条に規定する費用の請求を受けた保護者が、納期限までにこれを支払わない場合、福島県財務規則（昭和39年規則第17号）第69条第1項の規定により督促状を発行する。

2 事業者は、保護者が前項の規定による督促状の納期限までに支払わなかった場合、契約を解除し、新たな契約締結を拒むことができる。

3 事業者は、保護者の責任で実施する利用児童の外泊及び外出時の事故等にあつては、その間の責任は一切負わない。

4 利用児童が故意又は重大な過失により事業者に損害を与えた時は、保護者がその損害を弁償し、原状回復するものとする。

(契約の終了、解除)

第11条 以下の各号に基づく事態が生じた場合、終了又は解除することができる。

(1) 契約期間が満了した場合（満了前に更新手続きが取られた場合を除く）

(2) 何らかの事情で事業者の事業遂行が不可能になった場合

(3) 保護者が利用料金を故意に支払わない場合

(4) 保護者が事業者に対して、契約を解除する旨の文書での申し出があった場合

(5) 利用児童又は保護者が契約を継続しがたい重大な事態を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(6) その他の理由で、保護者と事業者双方が契約終了に合意した場合

(非常災害対策)

第12条 事業者は、火災、震災及びその他の非常災害時における利用児童の安全を確保するために、「福島県郡山光風学園消防計画」等により対応するものとし、この計画により定期的に防災訓練を実施し、利用児童の生命と身体の安全を確保するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業者は、施設支援サービスの提供中に利用児童の病状が急変した場合や医学的治療が必要と思われる場合は、利用児童の保護者や家族に連絡すると共に、速やかに医療機関へ受診する等

の措置を講ずるものとする。なお、緊急の場合の連絡は医療機関への受診と前後する場合もあるものとする。

また、その際の医療費については、原則として保護者の負担とする。

(損害賠償)

第14条 事業者は、施設支援サービスの提供中に事故が発生した場合は、保護者や家族、関係機関に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、施設支援サービスを提供する上で、事業者の重大な責に帰すべき事由により利用児童に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第16条 施設支援サービスに関する利用児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すると共に、苦情解決制度第三者委員も含め、改善に努めるものとする。

なお、苦情の申し立てによって、利用児童に対し、不利益になるような対応をしてはならない。

(秘密保持)

第17条 事業者は、業務上知り得た利用児童、保護者及び家族の個人情報について、福島県個人情報保護条例（平成6年県条例第71号）に定めるところにより適正に管理しなければならない。

2 前項に規定にかかわらず、施設支援サービスの質の向上を目的とした苦情解決制度第三者委員による審査にかかる利用児童、保護者及びその家族に関する個人情報を提供するために、保護者との契約書によって同意を得るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者が支払事務機関に障害児施設給付費の支払いにかかる利用児童、保護者及びその家族に関する個人情報の提供を求められた際のために、保護者との契約書によって同意を得ておくものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、児童相談所、保健福祉事務所（いわき市にあっては、いわき地方振興局）、市町村、医療機関、教育機関、他の指定居宅支援業者に対して必要に応じて情報提供又は提供依頼をすることを、保護者との契約書によって同意を得るものとする。

(サービス提供の記録)

第18条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用児童等に対する施設支援サービスの提供・請求に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他のサービス、運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、施設支援サービスの契約に当たって、保護者に対し当該サービスの内容及び費用等について、十分な説明を行い同意を得るものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は園長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成25年4月1日から施行する。